

# 第二期石狩市こどもビジョン【概要版】

## 基本的な考え方

### 計画策定の趣旨（目的）

石狩市のこども・子育て施策は、こどもの最善の利益の保障を目指し、子育て・子育てを地域全体で見守り支え合うことのできる地域づくりを理念として進めてきました。これまでの基本的な流れを継承し、目指す地域づくりを実現していくためには、市民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。

そして、施策の成果をより実りのあるものとするため、保護者、地域、事業者及び市が共通認識に立ってこども・子育て支援に取り組むため、「石狩市こどもビジョン」をこども施策に関する基本計画として策定し、施策を推進します。

### 計画の位置付け

本計画は、本市のこども・子育て施策を包括的かつ総合的に推進するための基本計画です。「こども大綱」や「北海道こども計画」を勘案し、複数の法律や条例に基づく以下のような計画を内包しています。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も取り入れ、石狩市総合計画をはじめ、地域福祉計画、健康づくり計画、障がい者福祉計画、教育プランなど他の関連計画とも連携し、地域全体の施策方針や内容に反映させています。

- ・ こども計画
- ・ 子どもの貧困対策推進計画
- ・ 子ども・若者計画
- ・ 少子化社会対策基本計画
- ・ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画
- ・ 子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援行動計画
- ・ 母子保健を含む成育医療等に関する計画
- ・ 石狩市こどもの権利推進計画

### 計画期間

また、本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、「子どものための教育・保育給付」の事業量が当初の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

## 基本理念

石狩市では、児童の権利に関する条約、日本国憲法及びこども基本法の理念に基づき、こどもたちが安心して自分らしくすこやかに成長していくため、こどもにとって大切な権利が将来にわたって保障され、総合的に施策を推進するために「石狩市こどもの権利条例」（以下、「条例」という）を制定しました。

条例は、「こどもにとって大切な権利」、「おとな等の役割と市の責務」、「こどもの意見表明と参加」、「こどもの権利侵害に関する相談と救済」などを明記しており、こども施策を将来に亘って進めていくための共通した基盤となります。

これを踏まえて、本計画における基本理念とし、次のように定めます。

こどもの権利を守り、  
こどもまんなかまちづくりを推進するまち

基本理念

「子どもの権利を守り、子どもまんなかまちづくりを推進するまち」

	基本目標	基本施策
	<b>基本目標Ⅰ</b> 子どもまんなかまちづくりの推進 子どもたちが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすことができるまちを目指します。	1. 子どもの権利の普及啓発 2. 子どもが意見を表明しやすい環境の整備 3. 子どものまちづくりへの参加 4. 子どもの権利の侵害に関する相談と救済
ライフステージに応じた、切れ目ない子育て支援	<b>基本目標Ⅱ</b> 【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実 妊娠から出産まで切れ目のない伴走型相談支援により、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指します。	1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備 2. 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援 3. ワーク・ライフ・バランスの推進
	<b>基本目標Ⅲ</b> 【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進 子どもの成長と親育ちを支え、誰もが子育てに夢と希望を持てる社会を目指します。	1. 親と子のこころと体の健康づくり 2. 子育て支援制度等の情報の提供 3. 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援） 4. 緊急時のサポート体制の強化 5. 身近な相談・交流場所の整備
	<b>基本目標Ⅳ</b> 【子育て期】子どもの生きる力を育み、自立した若者として未来を選び成長する支援 未来のまちづくりを担う子ども・若者の育成を支援し、子どもが一人の主体として、健やかに自分らしく成長できる環境を整え、若者になるまでの切れ目ない支援を行うことで、自らの未来を選び自立したおとなへと成長する社会を目指します。	1. 未来を開拓する力の育成 2. 食育の推進 3. ふるさとへの愛着と豊かな心の育成 4. 健やかな体の育成 5. 子どもの居場所づくり 6. 子育て家庭の学びの支援
「子ども・子育てを見守り、支える地域づくり」	<b>基本目標Ⅴ</b> すべての子ども・若者と家庭への支援 家庭環境や発達状況に左右されず、すべての子ども・若者たちが将来に希望を持ち、こどもらしく安心して暮らせる環境を整備します。	1. 障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援 2. 児童虐待の未然防止と対策 3. 困難を抱える子どもと若者への総合支援 4. 生活困窮家庭の親の自立支援 5. ひとり親家庭の支援 6. 子育て家庭への経済的支援
	<b>基本目標Ⅵ</b> 地域の子育て力の向上 子どもの権利を尊重し、子ども・子育て、若者を見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組を推進します。	1. 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成 2. 子どもが主体的に活動する場所の整備 3. 安全・安心・見守り体制の構築 4. 地域における取組への支援 5. 市民の教育活動への参画支援

# 重点施策方針

## 方針1 こどもまんなかまちづくりの推進

- ・ こどもの権利の普及啓発を図ります。
- ・ こどもが意見を表明しやすい環境の整備や、こどもがまちづくりに参加する機会を設けるよう努めます。
- ・ こどもが主体的に企画・運営に参加する機会を設けるように努めます。
- ・ こどもの権利の侵害に対する相談体制を整え、相談の内容に応じて必要な関係機関と連携し、状況の改善に努めます。
- ・ こどもの権利救済委員会を設置し、権利の侵害を受けたこどもとその保護者に対して、速やかに適切な救済と回復を支援します。

⇒ I-1. こどもの権利の普及啓発

⇒ I-2. こどもが意見を表明しやすい環境の整備

⇒ I-3. こどものまちづくりへの参加

⇒ I-4. こどもの権利の侵害に関する相談と救済

## 方針2 妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援体制の充実

- ・ すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な相談支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、こども家庭センターを設置します。
- ・ デジタル技術を活用し、子育て世帯等の利便性の向上とこども施策の推進を図ります。
- ・ 児童虐待相談等に対応していくため、石狩市こども見守りネットワーク協議会の効果的運用を図ります。
- ・ こどもの貧困対策として、生活困窮家庭やひとり親家庭の親の自立支援対策を推進します。また、生活、教育、経済、医療など様々な領域における支援を総合的、重層的に展開します。

⇒ II-1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備

⇒ III-2. 子育て支援制度等の情報の提供

⇒ III-5. 身近な相談・交流場所の整備

⇒ V-2. 児童虐待の未然防止と対策

⇒ V-3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援

⇒ V-5. ひとり親家庭の支援

⇒ VI-3. 安全・安心・見守り体制の構築

## 方針3 教育・保育環境の充実

- ・ 希望するすべての家庭に教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図ります。
- ・ 保育士等の人材確保のための総合対策を講じます。
- ・ 学校施設の計画的な改修・整備を図ります。
- ・ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進します。
- ・ 小・中学校及び義務教育学校等のICT環境の整備を図ります。

⇒ III-3. 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）

⇒ IV-1. 未来を開拓する力の育成

⇒ V-1. 障がいや発達に配慮が必要なこどもへの支援

⇒ VI-2. こどもが主体的に活動する場所の整備

## 方針4 こども・若者の居場所づくりの推進

- ・ 放課後の居場所づくり及び児童クラブの量と質の適正化を図ります。
- ・ こども・若者の居場所をプラットフォームとした相談支援体制の充実強化を図るため、ひきこもりサポートセンターの機能充実を図ります。
- ・ 学習支援や食事支援など、市民団体等によるこどもの居場所づくりを推進します。

⇒ IV-5. こどもの居場所づくり

⇒ V-3. 困難を抱えるこどもと若者への総合支援

⇒ VI-2. こどもが主体的に活動する場所の整備

⇒ VI-4. 地域における取組への支援

## 基本目標Ⅰ こどもまんなかまちづくりの推進

こどもたちが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすことができるまちを目指します。

### 1. こどもの権利の普及啓発

#### ■施策の方向性

- こどもの権利の普及啓発のため、各種プログラムを実施
- こどもの権利月間（11月）を設定し、周知啓発を実施
- 学校におけるこどもの権利を学ぶ授業の実施
- 教員等に向けたこどもの権利に関する研修の実施

#### ◆関連する主な個別事業

リーフレット等の媒体を用いた普及啓発／こどもの権利について学ぶ機会の確保など

### 2. こどもが意見を表明しやすい環境の整備

#### ■施策の方向性

- こどもが意見を表明しやすい環境の整備
- こどもの意見の表明を支援する人材育成
- 学校等のこどもが利用する施設のルールにこどもの意見を反映するように努める
- 学校活動における児童生徒の意見を反映した取組の推進

#### ◆関連する主な個別事業

校則の見直し等でこどもが主体的に参画することができる環境の整備 など

### 3. こどものまちづくりへの参加

#### ■施策の方向性

- こどもが市政に対して意見表明し、関わるための仕組みづくりの推進
- こどもの社会参加を促進するための人材育成に努める
- 地域活動やまちづくりに参画する変化する時代に合わせたリーダーの養成
- 児童館で、こどもが主体的に企画・運営に参加する取組の推進

#### ◆関連する主な個別事業

こども参加プロジェクト事業／児童館を中心としたこどもによる企画・運営参加など

### 4. こどもの権利の侵害に関する相談と救済

#### ■施策の方向性

- こどもの権利の侵害に関する相談に応じた必要な助言や支援
- こどもの権利の回復に対応するこどもの権利救済委員会の設置及びこどもの権利調査相談員の配置

#### ◆関連する主な個別事業

こどもの権利救済委員会の設置／こどもの権利調査相談員の配置

## 基本目標Ⅱ 【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

妊娠から出産まで切れ目のない伴走型相談支援により、安心してこどもを産み、育てることのできるまちを目指します。

### 1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備

#### ■施策の方向性

- 母子保健コーディネーターによる妊娠期から乳幼児期までの支援の実施体制の強化
- 父親と母親それぞれの育児の役割を考える機会や体験の場の提供
- 妊娠や不妊、出産に関する相談体制の充実
- 特定不妊治療、先進不妊治療、不育症治療に対する経済的支援

#### ◆関連する主な個別事業

母子保健コーディネーターの配置／両親教室・マタニティ教室 など

### 2. 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援

#### ■施策の方向性

- 安心・安全な出産のための妊産婦の健康診査等費用の一部助成
- 心身の負担や育児不安の生じやすい産前・産後の家事・育児支援の充実

#### ◆関連する主な個別事業

妊産婦健康診査の実施／産後ケア事業の実施 など

### 3. ワーク・ライフ・バランスの推進

#### ■施策の方向性

- 夫婦で子育てを行う必要性や、楽しんで子育てしている男性のロールモデルの周知による男性の意識変革の促進
- 職場における男性を含めた、育児支援制度の充実に向けた事業所への働きかけ

#### ◆関連する主な個別事業

事業所等への働きかけ／男性を含めた働き方の見直し など

# 基本目標Ⅲ 【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

こどもの成長と親育ちを支え、誰もが子育てに夢と希望を持てる社会を目指します。

## 1. 親と子のこころと体の健康づくり

### ■施策の方向性

- ・ 生後すぐから4か月前後の赤ちゃんがいる家庭を保健師等の専門職が訪問し、母と子の健康管理や育児相談等の支援の実施
- ・ 育児に関する不安や困難解消のための乳幼児健康診査や育児相談、栄養指導などの機会を充実
- ・ こどもの健康な成長とう歯の予防のための予防接種の普及、歯科検診等の実施

### ◆関連する主な個別事業

赤ちゃん訪問事業／新生児聴覚検査費助成事業／発達すくすく相談／乳幼児健康相談／離乳食教室 など

## 2. 子育て支援制度等の情報提供

### ■施策の方向性

- ・ 子育てコンシェルジュによる、こども・子育てに関する行政サービス等の情報提供
- ・ 子育て家庭のニーズの把握に努め、情報提供の内容や方法の充実

### ◆関連する主な個別事業

子育てコンシェルジュの配置／子育てガイドブック等の発行／ICTを活用した子育て支援情報の配信 など

## 3. 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）

### ■施策の方向性

- ・ 幼児期のすべてのこどもが等しく教育・保育を受けられるように教育・保育施設の確保
- ・ 保護者の多様な就労形態に対応した延長保育、一時預かり、病児保育等の特別保育サービスの充実（幼児期から学童期への就労ニーズにも配慮）
- ・ 子育てを支える人材の育成や資質の向上を図る

### ◆関連する主な個別事業

教育・保育の量・質の確保／特別保育の充実／保育士等の処遇改善と確保対策 など

## 4. 緊急時のサポート体制の強化

### ■施策の方向性

- ・ こどもの一時預かりや送迎など、育児の援助を必要とする人で行いたい人との相互援助活動の推進
- ・ 病期中や回復期のこどもを一時的に預かるサービスの実施
- ・ 保護者の疾病や急用等によりこどもの養育が困難となった場合に、ファミリー・サポート・センターや児童養護施設などで宿泊を伴う預かりサービスの実施
- ・ 救急安心センターさっぽろ（＃7119）や北海道小児救急電話相談（＃8000）などの情報提供

### ◆関連する主な個別事業

ファミリー・サポート・センター事業／病児・病後児の受け入れ体制の充実／こどもショートステイ事業 など

## 5. 身近な相談・交流場所の整備

### ■施策の方向性

- ・ 地域子育て支援拠点における子育てに関する講習や育児相談の実施
- ・ こどもや保護者が相談しやすい環境の整備
- ・ 子育て家庭が楽しく交流できる行事やイベントの開催
- ・ 体罰等によらない子育てを推進するための啓発プログラム等の実施
- ・ 保育所等に通っていない満3歳未満のこどものための通園制度の実施

### ◆関連する主な個別事業

地域子育て支援拠点事業の充実／子育てメッセの開催／いしかり子育て応援プログラムの実施／こども誰でも通園制度の実施 など

## 基本目標Ⅳ 【子育て期】

### こどもの生きる力を育み、自立した若者として未来を選び成長する支援

未来のまちづくりを担うこども・若者の育成を支援し、こどもが一人の主体として、健やかに自分らしく成長できる環境を整え、若者になるまでの切れ目ない支援を行うことで、自らの未来を選び自立したおとなへと成長する社会を目指します。

#### 1. 未来を開拓する力の育成

##### ■施策の方向性

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組の推進
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ 外国語教育や情報教育の充実
- ・ 小学校・中学校における発達段階を通じた体系的かつ系統的なキャリア教育の推進
- ・ 幼児教育環境の充実
- ・ 情報リテラシーの向上、消費者教育の推進、図書館を活用した調べ学習の取組の推進

##### ◆関連する主な個別事業

学習指導等改善の推進／キャリア教育の充実／図書館を使った調べる学習コンクールなど

#### 2. 食育の推進

##### ■施策の方向性

- ・ こどもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の普及
- ・ 食育の推進に向けた体験活動の奨励
- ・ 栄養教諭などによる指導や学校給食の充実
- ・ 食育の機会を提供するこども食堂等の市民団体への支援

##### ◆関連する主な個別事業

栄養ミニ講話・調理実習／親子料理教室／キッズシェフ講座／給食メニューの充実など

#### 3. ふるさとへの愛着と豊かな心の育成

##### ■施策の方向性

- ・ 読書に親しみ、ものの見方、感じ方・考え方を広げ深める活動の充実
- ・ 外国語教育や手話などを通じたコミュニケーションの学習
- ・ 学ぶことと働くことをつなぐ意識した職業体験、他者との協働を理解する道徳教育、芸術や文化に触れる機会の充実

##### ◆関連する主な個別事業

こども司書養成講座／木育ファーストウッド事業／小中学校での手話出前授業の実施／情操教育プログラム等の実施／国際文化に触れる機会の提供 など

#### 4. 健やかな体の育成

##### ■施策の方向性

- ・ 性の問題行動や感染症予防のため、命や性についての正しい知識の普及啓発プログラムの整備
- ・ 適切な指導の下でトレーニングし、ケガの予防や成長を妨げず、運動を継続できるよう基礎体力の向上を図る取組の推進
- ・ スポーツの体験機会や食育授業を通じた健やかな体づくりの推進

##### ◆関連する主な個別事業

性や感染症予防等に関する正しい知識の普及／放課後すこやかスポーツ教室／スポーツ・食育講座 など

#### 5. こどもの居場所づくり

##### ■施策の方向性

- ・ こども・若者の視点に立ち、こどもの声を取り入れたこどもの居場所づくり
- ・ 児童館等における体験の機会の充実、こどもの自己肯定感・自己効力感を育む環境づくり
- ・ 児童館における放課後のこどもの居場所機能の提供
- ・ 官民協働の学習支援や食事支援などの取組の推進
- ・ オンライン等を含むこどもの居場所の充実

##### ◆関連する主な個別事業

児童館機能の充実／放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施／放課後子ども教室等の開設／中高生の活動場所の充実 など

#### 6. 子育て家庭の学びの支援

##### ■施策の方向性

- ・ 参加者同士が交流できる子育てに関する講義や実践の機会の提供
- ・ 望ましい生活習慣を身に付けるための児童生徒への指導と保護者への啓発
- ・ 地域における子育て家庭を主な対象とした学習機会の提供
- ・ スクリーンタイムを学習の時間へと置き換える機会の創出

##### ◆関連する主な個別事業

子育てに関する講座等の開催／望ましい生活習慣の啓発／生活リズムチェックシート／スクリーンタイムの低減 など

## 基本目標Ⅴ すべての子ども・若者と家庭への支援

家庭環境や発達状況に左右されず、すべての子ども・若者たちが将来に希望を持ち、こどもらしく安心して暮らせる環境を整備します。

### 1. 障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援

#### ■施策の方向性

- ・ 発育発達上支援が必要な子どもが早期に適切な対応を受けられるよう、ケース検討や情報共有を図り、市内の認定こども園、保育所、小中学校、障害児通所施設、行政等の連携強化
- ・ 発達障がいや特別支援教育への理解を深めるための啓発活動
- ・ 保育所等訪問支援の実施、医療的ケア児支援の取組の推進
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した学校施設の整備

#### ◆関連する主な個別事業

障害児通所支援施設との連携／子ども発達支援センターの体制強化／医療的ケア児受入促進事業／特別支援教育の充実／学校施設環境整備 など

### 2. 児童虐待の未然防止と対策

#### ■施策の方向性

- ・ こども家庭センターにおける、専門職員による個別相談やカウンセリングの提供、相談体制の充実
- ・ 育児困難な状況及び虐待の可能性のある要支援家庭を把握し、虐待の発生予防や早期発見
- ・ 児童虐待と関連の強いDV相談との連携強化
- ・ 石狩市こども見守りネットワーク協議会の構成機関における研修の実施
- ・ 乳幼児健康診査未受診の家庭を対象とした保健師等の訪問支援
- ・ 児童虐待発見時の通告義務の周知啓発

#### ◆関連する主な個別事業

養育支援訪問事業／子ども家庭総合支援拠点の機能を維持し、体制と専門性の強化／要保護児童対策地域協議会の機能強化／虐待の早期発見・未然防止 など

### 3. 困難を抱える子どもと若者への総合支援

#### ■施策の方向性

- ・ いじめや不登校のほかひきこもりやニート等、困難を抱える子どもや若者、その家族を対象とした相談支援体制の充実
- ・ SNSなどの適切な利用に関する指導の実施
- ・ 拠点型と訪問型による生活困窮家庭の子どもへの学習支援
- ・ 学校や家庭の問題に対応するスクールソーシャルワーカーを配置
- ・ 若者の自立に向けた就職や職場定着に向けた支援の推進
- ・ ヤングケアラーに関する知識の普及、早期発見につなげる取組実施

#### ◆関連する主な個別事業

不登校児童生徒への支援／子ども・若者の相談支援体制の充実／子どもの学習・生活支援事業／ヤングケアラーへの支援 など

### 4. 生活困窮家庭の親の自立支援

#### ■施策の方向性

- ・ 生活困窮家庭の親を対象とした自立相談、家計改善の一体的な支援の実施
- ・ こども家庭センターにおける、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実

#### ◆関連する主な個別事業

生活困窮者自立相談支援事業／住居確保給付金／就労準備支援事業／家計改善支援事業 など

### 5. ひとり親家庭の支援

#### ■施策の方向性

- ・ 母子・父子自立支援員によるワンストップ型の相談体制と支援制度の周知
- ・ 一時的な理由により家事や育児が困難なひとり親の日常生活の支援
- ・ 職業訓練や資格取得等の費用負担を支援し、ひとり親家庭の自立を推進
- ・ ひとり親家庭等を対象とした就学資金や生活資金の相談・支援の実施

#### ◆関連する主な個別事業

ひとり親家庭生活サポート事業／母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業／母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業／ひとり親家庭等の貸付金に関する相談等 など

### 6. 子育て家庭への経済的支援

#### ■施策の方向性

- ・ 児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等の各種手当の支給
- ・ こどもやひとり親家庭に対する医療費の一部助成
- ・ 児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対する援助
- ・ 経済的理由で修学が困難な学生・生徒への奨学金の支給

#### ◆関連する主な個別事業

児童手当の支給／児童扶養手当の支給／特別児童扶養手当等の支給／要保護・準要保護就学援助／子ども医療費の助成／ひとり親医療費の助成／奨学金の支給 など

## 基本目標VI 地域の子育て力の向上

こどもの権利を尊重し、こども・子育て、若者を見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組を推進します。

### 1. 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成

#### ■施策の方向性

- 企業や商店街との協働による取組を推進し、地域全体で子育て家庭を応援する機運醸成
- 子育て家庭を支援をする関係団体との情報共有やイベントの企画・検討を行うネットワークづくりの推進
- 子育て世帯や結婚間もない若者世帯を対象とした移住・定住の取組の推進
- ユニバーサルデザインに基づく都市基盤の整備や二世帯住宅対応の土地利用のあり方検討
- 公共施設等にこどもと一緒に訪れやすい環境整備を推進
- 様々な機会を通じた子育てしやすいまちとしてのPR等の実施
- 情報伝達方法の充実等、コミュニケーション環境の整備による、障がいのあるないに関わらず安心して暮らせるまちづくり

#### ◆関連する主な個別事業

子育てネット事業／若者の結婚新生活支援／住まいの応援事業／良好な住環境の確保／コミュニケーション手段及び障がいへの理解普及に関する事業 など

### 2. こどもが主体的に活動する場所の整備

#### ■施策の方向性

- 児童館における各種体験プログラムの充実
- 学校施設等の開放を通じた、こどもが体を動かして遊べる環境の整備
- 学校施設等の改修・整備・適正配置を計画的に推進
- 老朽化する公園施設の改修・整備を計画的に推進

#### ◆関連する主な個別事業

児童館での体験活動の充実／学校施設等の開放／学校施設の計画的な改修・整備／公園施設の計画的な改修・整備 など

### 3. 安全・安心・見守り体制の構築

#### ■施策の方向性

- 不審者や交通事故等からこどもを守るため、関係機関との情報共有、地域でのこども見守り活動等の展開
- こどもの安全・安心、犯罪の抑止のための地域における防犯意識の向上を図る
- 交通安全、防犯、防災等の教育の充実、関連する学校の取組への支援
- 学校・地域・家庭・行政が連携した薬物乱用や喫煙、不適切な飲酒の防止の啓発、思春期における保健対策全般の取組の検討
- 児童相談所と連携した里親同士の交流する取組の支援

#### ◆関連する主な個別事業

不審者等の情報配信／防犯パトロール体制の強化／通学路等における安全・防犯対策／学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取組 など

### 4. 地域における取組への支援

#### ■施策の方向性

- NPO法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント等の企画
- 子ども会等が主体となった地域のこどもの健全育成事業の支援
- こどもの学習支援や食事支援などを行う市民団体等の活動支援

#### ◆関連する主な個別事業

子ども会の育成／市民協働によるこどもの居場所づくり／地域におけるこどもの健全育成活動への支援 など

### 5. 市民の教育活動への参画支援

#### ■施策の方向性

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進

#### ◆関連する主な個別事業

コミュニティ・スクールの推進／地域学校協働活動の推進 など

# 量の見込みと確保の方策

## こどもの人口の見通し

前計画期間中（令和2年度～令和6年度）においては、宅地需要の増加や市内の宅地開発が進んだことにより、想定よりも就学前児童数が増加して推移しました。

今後においては、市全体の宅地需要は落ち着いてくると見込んでいますが、緑苑台地区においては宅地開発により宅地供給が進むことから、引き続き宅地需要が継続する見込みです。就学前児童数としては市全体で、令和9年度までは増加し、その後減少すると見込まれます。

年齢	R6年度 (参考)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳	275	288	290	320	290	290
1歳	329	312	334	356	356	327
2歳	362	353	341	372	379	379
3歳	378	382	376	379	391	398
4歳	425	393	404	418	395	406
5歳	434	434	407	420	428	406
0～2小計	966	953	965	1,048	1,025	996
3～5小計	1,237	1,209	1,187	1,217	1,214	1,210
0～5小計	2,203	2,162	2,152	2,265	2,239	2,206
6～8小計	1,437	1,388	1,401	1,353	1,332	1,331
9～11小計	1,460	1,492	1,481	1,495	1,451	1,458
6～11小計	2,897	2,880	2,882	2,848	2,783	2,789
12～14小計	1,539	1,543	1,509	1,507	1,536	1,518
15～17小計	1,697	1,652	1,636	1,552	1,554	1,522
0～17計	8,336	8,237	8,179	8,172	8,112	8,035

## 教育・保育事業の確保方策

### ■石狩地区

	令和7年度 (2025)							令和9年度 (2027)						令和11年度 (2029)								
	1号		2号		3号			合計	1号		2号		3号		合計	1号		2号		3号		合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳		1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	542	630	80	177	230	1,659	527	670	94	202	250	1,743	524	666	85	185	255	1,715				
②確保 の内容	教育・保育施設		621	563	105	175	207	1,671	581	639	107	211	253	1,791	581	639	107	211	253	1,791		
	地域型保育				2	2	2	6			2	2	2	6			2	2	2	6		
②-①	79	▲ 67	27	0	▲ 21	18	54	▲ 31	15	11	5	54	57	▲ 27	24	28	0	82				

- 施設整備等による利用定員の増加や利用定員の弾力的運用によって見込み量の需要に対応していくことを基本とします。一方、保育需要の増加に対応していくための保育士の不足が喫緊の課題となっていることから、これらの課題には速やかに総合的な対策を行い、安定的な教育・保育提供体制の構築を図ります。

### ■厚田・浜益地区

	令和7年度 (2025)							令和9年度 (2027)						令和11年度 (2029)								
	1号		2号		3号			合計	1号		2号		3号		合計	1号		2号		3号		合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳		1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	2	12	2	1	3	20	1	9	2	1	4	17	1	9	2	1	4	17				
②確保 の内容	地域型保育				3	6	10	19			3	6	10	19			3	6	10	19		
	②-①		▲ 2	▲ 12	1	5	7	▲ 1	▲ 1	▲ 9	1	5	6	2	▲ 1	▲ 9	1	5	6	2		
厚田	①量の見込み (必要利用定員総数)		8	0	0	0	1	9	4	0	1	1	1	7	4	0	1	1	1	7		
	②確保 の内容										3	3	13	19			3	3	13	19		
	②-①		▲ 8	64	0	0	5	61	▲ 4	0	2	2	12	12	▲ 4	0	2	2	12	12		
浜益	①量の見込み (必要利用定員総数)																					
	②確保 の内容																					
	②-①																					

- 厚田保育園については、令和2年度から小規模保育事業へ移行しました。
- はまます保育園については、令和8年度から小規模保育事業へ移行し、2歳未満のこどもの保育を提供していきます。
- なお、3歳以上の教育・保育ニーズに関しては、特別利用地域型保育による受入を想定しています。

### ■認定区分

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる教育・保育施設等
1号認定	3～5歳	無し	認定子ども園（幼稚園部）、幼稚園、へき地保育所、地域型保育事業所
2号認定	3～5歳	有り	認定子ども園（保育所部）、へき地保育所、地域型保育事業所
3号認定	0～2歳	有り	認定子ども園（保育所部）、へき地保育所、地域型保育事業所

# 量の見込みと確保の方策

## 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	今後の対応
1 利用者 支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、こどもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。	<p>■基本型 市役所に子育てコンシェルジュを配置します。基本型とこども家庭センター型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。</p> <p>■こども家庭センター型 令和7年度は旧制度において母子保健コーディネーターを配置して実施しますが、令和8年度からは母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを開設し、基本型とこども家庭センター型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。</p> <p>■妊婦等包括相談支援事業型 保健師や母子保健コーディネーターが、妊娠届け出時の面談や両親教室、赤ちゃん訪問等を通じて、妊産婦やその配偶者等に対して必要な情報提供と伴走型支援を行います。</p>
2 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。	市内保育所（認定こども園保育所部含む）全園で実施しています。 教育・保育提供区域と同区分にて提供体制を考えるため、旧行政区別に現在の実施状況を継続します。
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。	国の実施要綱に基づき、実施します。
4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。	国の実施要綱に基づき、実施します。
5 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。	ニーズ調査の結果より、両親共働き世帯が多いことから、今後利用者数がさらに増加することが考えられます。紅南小学校区、緑苑台小学校区、双葉小学校区において定員超過が見込まれるため、定員の拡大、児童館ランドセル来館事業の拡大、クラブの増設を検討していきます。 また、他の小学校区においては、受入れの弾力運用や児童館等によるその他の放課後児童対策事業により対応し、厚田・浜益地区においては、保育所開放事業やミニ児童館事業により放課後の居場所機能を確保します。
6 子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。	令和7年度より新たに里親を受け入れ先として契約し、利用者の利便性を向上させます。
7 乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）事業	保健師等の専門職員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	母親のメンタルヘルス支援を重点に心身の健康状態と生活状況を把握し、個々に応じた生活や育児への支援を行っています。 概ね4週間以内に全戸訪問ができるように、保健師等専門職の確保に努めます。 訪問終了後も引き続き相談ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携してまいります。

事業名	事業内容	今後の対応
8 養育支援 訪問事業	<p>こどもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援を実施することにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。</p> <p>乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、保健師等の専門職員が訪問指導を継続的に実施する事業です。</p>	<p>妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭に対し、安定した妊娠、出産又は育児を迎えるための相談支援、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援などを行います。</p> <p>実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）のケース対応会議を開催し、訪問支援の対象家庭の決定及び、具体的な支援の目標、支援の内容、期間、方法、訪問支援者等について支援計画を策定します。</p>
9 子どもを守る 地域ネット ワーク機能強 化事業	<p>石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。</p>	<p>国の実施要綱に基づき、実施します。</p>
10 子育て世帯 訪問支援事業	<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。</p>	<p>実施に当たっては、養育支援訪問事業と連携し、訪問支援員による家事支援、育児・養育支援を行います。</p>
11 地域子育て 支援拠点事業	<p>乳幼児親子が、保育所や児童館など地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。</p>	<p>どこにも通園していない乳幼児の保護者が、親子交流や育児相談、子育てに関する情報にふれるなど、子育て支援拠点が地域で担う役割は非常に重要です。</p> <p>子育ての孤立化を防ぎ、子育ての不安感を軽減できるよう引き続き、実施していきます。</p>
12 一時預かり 事業	<p>■一時預かり事業（幼稚園型）</p> <p>通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。</p> <p>■一時預かり事業（幼稚園型を除く）</p> <p>保護者の就労形態の多様化への対応や、保護者の傷病等に伴う育児負担の軽減を図るため、未就園児を一時的に認定こども園等で預かる事業です。</p>	<p>■一時預かり事業（幼稚園型）</p> <p>本市では、市内全園（認定こども園幼稚園部）において実施しています。</p> <p>現行体制の維持を基本とします。</p> <p>■一時預かり事業（幼稚園型を除く）</p> <p>市内3箇所の認定こども園（保育所部）とファミリー・サポート・センターで実施しています。</p> <p>令和7年度より認定こども園（幼稚園部）で実施している未就園児の預かり保育を追加し、認定こども園における自主的な一時保育の取組を促進します。</p>
13 病児保育事業 （病児・病後児）	<p>病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。</p>	<p>市内認定こども園（保育所部）1箇所（病後児対象）とファミリー・サポート・センター1箇所（病児・病後児対象）で事業を実施しており、令和7年度より新たに市内クリニック内病児保育室1箇所（病児対象）で事業を実施します。</p>

事業名	事業内容	今後の対応
14 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等 の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受けたい人(依頼会員)」と「できる人(提供会員)」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。	現行体制の維持を基本とします。
15 産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	「訪問型」は、北海道助産師会を通じて2か所の助産院に委託、「宿泊型」「日帰り型」は、2か所の産科医療機関に委託して実施しています。今後は、利用状況の推移を見ながら委託機関を増やすなど体制の確保に努めます。
16 妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担(妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分)を実施する事業です。	標準的な妊婦一般健康診査14回及び超音波検査6回分の公費負担を継続します。妊婦の心身や家庭環境等の問題について、健診委託医療機関と連携を図って支援します。
17 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	すべての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業です。	令和8年度からの本格実施を見据え、令和7年度は準備期間として、一時預かり事業(幼稚園型を除く)等を活用した預かり保育等を実施しながら、利用者ニーズを捉え、令和8年度以降の確保方策を検討していきます。

いずれの事業も、現行体制の維持を基本としつつ、制度の充実・周知に努めます。なお、「5. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」については、次の放課後児童対策で述べます。

## 放課後児童対策

### 【現状と課題】

放課後児童クラブについては、慢性的な定員超過となっていた南線小学校区において、令和4年10月にオープンした大型児童センター「ふれあいの杜子ども館」内に放課後児童クラブを新設し、定員を増やしましたが、他の学校区で見込みを上回る申込により定員超過の状態となっています。

特に、放課後児童クラブが1か所しか設置がない双葉小学校区や児童館がない紅南小学校区では、年度当初に待機児童が発生しているため、早急な対策が必要です。また、新たな宅地造成が進む緑苑台小学校区では、保育ニーズの増加が見込まれており、それに伴って放課後児童クラブのニーズも同様に見込まれるため、待機児童対策が必要となってきます。

### 【実施事業と今後の方向性】

#### (1) 放課後児童クラブ等の推進

##### ①放課後児童クラブの拡充

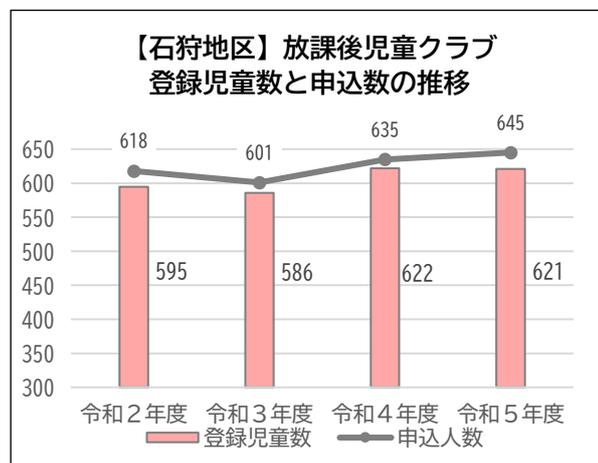
慢性的な定員超過解消のため、紅南小学校区に放課後児童クラブを増設するほか、今後、定員超過が見込まれる緑苑台小学校区にも放課後児童クラブを増設又は新設するほか、主に児童館機能がないエリアにおいては、放課後児童クラブの受入れの弾力運用により対応します。

##### ②児童館ランドセル来館事業の拡充

慢性的な定員超過が発生している小学校区のうち、児童館機能があるエリアにおいては、児童館ランドセル来館事業を実施することにより定員超過を解消します。

##### ③こどもの自主性、社会性の向上を図ります。

放課後児童クラブの生活において、基本的な生活習慣の習得に配慮し、行事や活動を通してこどもの自主性や社会性を育みます。



## (2) 児童館や放課後子ども教室等と一体または連携した取組の推進

### ①児童館の柔軟な運用

- ・児童館は、放課後のこどもの居場所として多様なプログラムを展開することで、館内の放課後児童クラブと一体として機能していきます。
- ・同一校区内の放課後児童クラブのこどもが児童館の多様なプログラムに参加できるよう連携した取組を推進します。
- ・放課後の居場所づくりの取組全体を通じて、放課後児童クラブの利用数や配置の適正化を図ります。

### ②放課後子ども教室等

児童館のない校区等では、放課後子ども教室のほか、あい風寺子屋など市独自の取組を放課後子ども教室の類似事業として位置づけ、学校敷地内の放課後児童クラブと連携して進めます。

### ③厚田・浜益地区における放課後児童対策

一定のニーズがあると考えますので、厚田地区についてはシップミニ児童館、浜益地区については浜益子ども教室、両地区においては保育所開放事業を実施することで、放課後のこどもの居場所を確保します。

### ④地域や学校等と連携した居場所の検討

地域学校協働本部運営委員会において、地域や学校等と連携した放課後の居場所について、協議、検討します。

### ⑤すべてのこどもたちが安心して過ごせる居場所の提供

発達障がいやいじめ、不登校など特別に配慮を必要とするこどもたちを適切に支援するため、学校や家庭、関係機関などと協働体制を構築し、情報共有や連携をすることで、安心して過ごすことができる居場所とします。

## 計画の推進に向けて

### 推進体制・連携

多くの市民に「安心して子育てできる」「子育てしやすい」と感じてもらう地域社会の実現には、市民参加と協働によるまちづくりは不可欠です。

この計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境等多岐にわたっています。このため、市民、関係者と連携しながら、地域社会全体の取組として総合的に推進していきます。

また、将来に亘って持続可能で心豊かに暮らせる地域社会を構築していくため、効果的、効率的に施策を推進していきます。

### 進行管理

石狩市子ども・子育て会議において、進捗状況の管理及び評価を実施します。

各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、事業が効果的に推進されるよう進行管理に努めます。

#### (1) 活動指標

計画の基本目標を達成するため、各施策に位置付けた事務・事業等のうち、定量的に示すことが可能なものについては、数値を用いた活動指標（活動量）を設定し、毎年度、その進捗状況を報告し評価や意見を求めることとします。

なお、検証・評価は、活動指標による定量的な評価と定性的な評価により行ないます。

#### (2) 成果指標

計画の理念を実現するため、関係施策の成果、効果等を客観的にはかるための指標（成果指標）を設定します。

成果指標は、アンケート調査などを用いて、市民意識などを、できるだけ数値化して示すこととします。

## 活動指標

基本目標	基本施策名	活動指標
I	【基本施策1】 こどもの権利の普及啓発	取組件数
	【基本施策2】 こどもの意見を聴く意識の醸成	取組件数
	【基本施策3】 こどものまちづくりへの参加	参加人数
	【基本施策4】 こどもの権利の侵害に関する相談と救済	相談件数
II	【基本施策1】 妊娠・出産に関する相談体制の整備	面談・相談件数
	【基本施策2】 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援	実施件数
	【基本施策3】 ワーク・ライフ・バランスの推進	実施件数
III	【基本施策1】 親と子のこころと体の健康づくり	実施件数
	【基本施策2】 子育て支援制度等の情報の提供	実施件数
	【基本施策3】 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）	利用人数
	【基本施策4】 緊急時のサポート体制の強化	利用件数
	【基本施策5】 身近な相談・交流場所の整備	箇所数
IV	【基本施策1】 未来を開拓する力の育成	実施件数
	【基本施策2】 食育の推進	実施件数
	【基本施策3】 ふるさとへの愛着と豊かな心の育成	参加人数
	【基本施策4】 健やかな体の育成	実施件数
	【基本施策5】 こどもの居場所づくり	箇所数
	【基本施策6】 子育て家庭の学びの支援	実施件数
V	【基本施策1】 障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援	実施件数
	【基本施策2】 児童虐待の未然防止と対策	実施件数
	【基本施策3】 困難を抱える子どもと若者への総合支援	実施件数
	【基本施策4】 生活困窮家庭の親の自立支援	実施件数
	【基本施策5】 ひとり親家庭の支援	実施件数
	【基本施策6】 子育て家庭への経済的支援	実施件数
VI	【基本施策1】 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成	実施件数
	【基本施策2】 こどもが主体的に活動する場所の整備	実施件数
	【基本施策3】 安全・安心・見守り体制の構築	実施件数
	【基本施策4】 地域における取組への支援	活動団体数
	【基本施策5】 市民の教育活動への参画支援	実施件数

## 成果指標

成果指標	目標値	対象	把握手法
石狩市は子育てしやすい環境だと思う割合	80%	おとな	こども・子育てアンケート
こどもの権利を知っている割合	80%	おとな	こども・子育てアンケート
	80%	こども	こども・子育てアンケート
こどもの権利が大切にされていると感じている割合	70%	おとな	こども・子育てアンケート
	70%	こども	こども・子育てアンケート
こどもの声をおとなが聴いてくれていると感じているこどもの割合	100%	こども	こども・子育てアンケート
子育て支援制度やサービス等に関する情報収集の手段が確保されている割合	100%	おとな	こども・子育てアンケート
認定こども園等に入園できる割合	100%	-	10/1基準 子ども家庭課調べ
放課後児童クラブに入所できる割合	100%	-	5/1基準 子ども政策課調べ
仕事（家事）と生活の調和が保たれていると感じている割合	70%	おとな	こども・子育てアンケート
子育て等の不安について、相談できる人や場所が身近にあると答えた割合	100%	おとな	こども・子育てアンケート
悩みや不安を相談できる人がいると答えたこどもの割合	100%	こども	こども・子育てアンケート
悩みや不安を相談できる人がいると答えた若者の割合	100%	若者	若者アンケート
自分には良いところがある（どちらかといえば）と感じているこどもの割合	R6調査結果 より上昇	こども	全国学力・学習状況調査
将来に夢や目標があるこどもの割合	R6調査結果 より上昇	こども	全国学力・学習状況調査
市内で実施される子育ての行事やサービスについての満足度	80%	おとな	こども・子育てアンケート
学校や自宅以外にも、安心して楽しく過ごすことのできる場所があるこどもの割合	80%	こども	こども・子育てアンケート
障がいのあるなしに関わらず、すべての子ども達が安心して暮らせる環境だと感じている割合	70%	おとな	こども・子育てアンケート
児童虐待の通告義務があることを知っている割合	80%	おとな	こども・子育てアンケート
経済的な理由で食料を買えなかったり、こどもの通院を控えたりしたことが「よくあった」「ときどきあった」と答えた割合	R5調査結果 より下降	おとな	こども・子育てアンケート
近所の人や地域とのつながりがあると答えた割合	70%	おとな	こども・子育てアンケート
		こども 若者	